

県繰入金の配分について

今回提示させていただく「配分」は素案であるため、各市町村の意見・要望も踏まえて今後、決定していきたい。

1 県繰入金（9%）の配分について

県繰入金の交付方法（配分）は、普通繰入金と特別繰入金に分けられるが、その配分について、どの程度の配分が適切であるか伺いたい。

基本的には、普通繰入金を厚く配分すると、保険料収納必要総額から差し引かれるため県全体の納付金が減少することとなり、また、特別繰入金を厚く配分すると、市町村の個別事情に配慮する分が増大し、収納率向上等のインセンティブの確保や激変緩和への対応が図られやすい傾向となる。

なお、現行の調整交付金の配分は、1号交付金（普通繰入金）－6%、2号交付金（特別繰入金）－3%である。

2 特別繰入金の予算規模について

現行の2号交付金の使途は、保険財政共同安定化事業の激変緩和等に活用する「財政調整」と、医療費適正化や収納率向上の成績評価に活用する「各保険者（各市町村）の事業への取組」に分けられる。このうち、これまで「財政調整」に活用してきた事業は今回の制度改革に伴い措置不要となるため、30年度からは特別繰入金の「財政調整」に係る費用を納付金の導入等に伴う激変緩和の財源に考えているが、どの程度の配分が適切であるか伺いたい。

基本的には、「財政調整」を厚く配分すると、激変緩和への対応が図られやすくなり、「事業への取組」を厚く配分すると、医療費適正化事業や収納率向上への取組み等に対する交付が多く受けられる傾向となる。

なお現行は、事業実績や減額補てんのために定額で交付する部分があることから、各事業への予算配分を最初から定めておらず、2号交付金全体の予算の範囲内で定額の交付、減額補てん及び事業実績を点数化して交付しているところだが、28年度の実績ベースでは、「財政調整」：「事業への取組」＝約2：1となっている。

県繰入金（現、調整交付金）の主な事業項目（案）

別紙

現行（※ 金額は、平成 28 年度実績）

⇒

制度改正後（平成 30 年度以降）

県調整交付金（9%）	
普通調整交付金（1号交付金、6%） 216億4790万円	
特別調整交付金（2号交付金、3%） 108億2396万円	
財政調整 78億9833万円	
国調整交付金減額分の調整 5億7434万円	廃止
高額医療費共同事業・保険財政共同安定化事業の調整 2154万円	廃止
保険財政共同安定化事業の拡大 73億0245万円	廃止
各保険者（各市町村）の事業への取組 29億2565万円	
医療費適正化事業 6億1585万円	
適正賦課及び収納率向上に関する事業 10億7637万円	
適用適正化に関する事業 1億7112万円	
その他、事業の適正化に関する事業 子供医療費減額措置の補てん、国保診療施設等 10億6232万円	

県繰入金（9%）	
普通繰入金	
特別繰入金	
財政調整	
【新規】 ・納付金の導入等に伴う激変緩和 ・保険料平準化を支援	
各保険者（各市町村）の事業への取組	
・医療費適正化事業	
・適正賦課及び収納率向上に関する事業	
・適用適正化に関する事業	
・その他、事業の適正化に関する事業 千葉県保健医療計画に基づく事業等	

都道府県繰入金について

- 現行制度では市町村へ交付金として交付される都道府県調整交付金は、改革後は、都道府県の一般会計から国保特別会計への繰入金(医療給付費等の9%分)として繰り入れられた上で、その一部が国保保険給付費等交付金の一部として交付されることとなる。

⇒ 今回の改革の趣旨に則して、現行の都道府県調整交付金の役割と、都道府県調整交付金配分ガイドラインの見直しが必要となる。

	現行	改革後
1号交付金	I 定率交付	⇒ 納付金の役割と重複しないよう、全て定率の扱いとし、都道府県単位の納付金総額から控除する
	II 定率交付以外(所得水準等に応じて交付)	
2号交付金	I 保険者の責によらない医療費増、災害等	⇒ 国の新しい特別調整交付金との調整が必要
	II 保険財政共同安定化事業の激変緩和	⇒ 納付金の仕組み導入に伴う激変緩和
	III 保険料平準化を支援	⇒ 引き続き活用
	IV 医療費適正化のための事業実施	⇒ 引き続き活用
	V 医療費の適正化や収納率向上の成績評価	⇒ 保険者努力支援制度との整理が必要
	VI その他	

- 現在、ガイドラインに定める1号交付金は、財政調整のため、定率または定率以外の方法により交付されているが、今後都道府県内市町村間の所得水準等の調整は納付金の算定の過程で行われるため、2号交付金分を除いた金額については都道府県の納付金総額から差し引く(都道府県全体の医療給付から差し引く)こととすることを基本とする(※)。

※ 後期高齢者支援金、介護納付金にかかる都道府県繰入金は全額を納付金総額から差し引くことが基本となる。

- 2号交付金については引き続き、国保保険給付費等交付金の一部として、地域の特殊な事情に応じた調整として交付し、受領した市町村は納付金の支払いに充てる(=保険料水準の抑制に充てる)こととする(医療費適正化のための事業実施分は別)。その際、国保運営方針との整合性を確保する必要がある。
- また、現行制度において、2号交付金は、保険財政共同安定化事業の激変緩和に活用されていることに鑑み、納付金の仕組みの導入により、集めるべき保険料総額が著しく増加する市町村に対し、激変緩和措置として、2号交付金分を活用することとする。
- 1号交付金と2号交付金の割合については、各都道府県がその実情に応じ、市町村の意見を踏まえ検討。

激変緩和措置のイメージ

ア. 市町村ごとの納付金の額を決定する際の α ・ β 等の設定による配慮

集めるべき保険料額

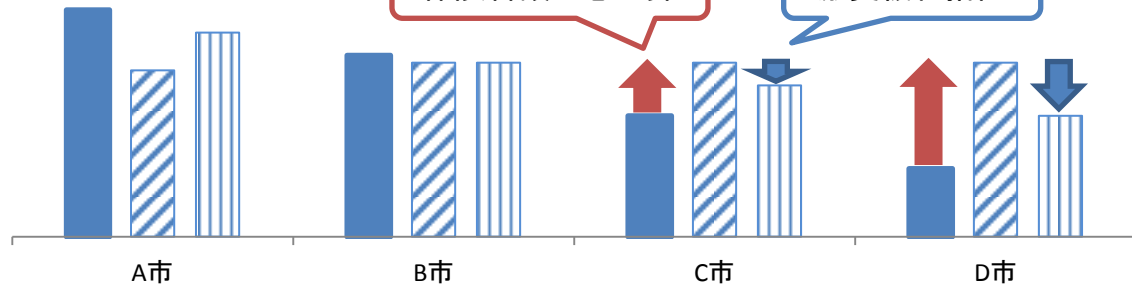
保険料額の急上昇

激変緩和措置

■ 平成28年度

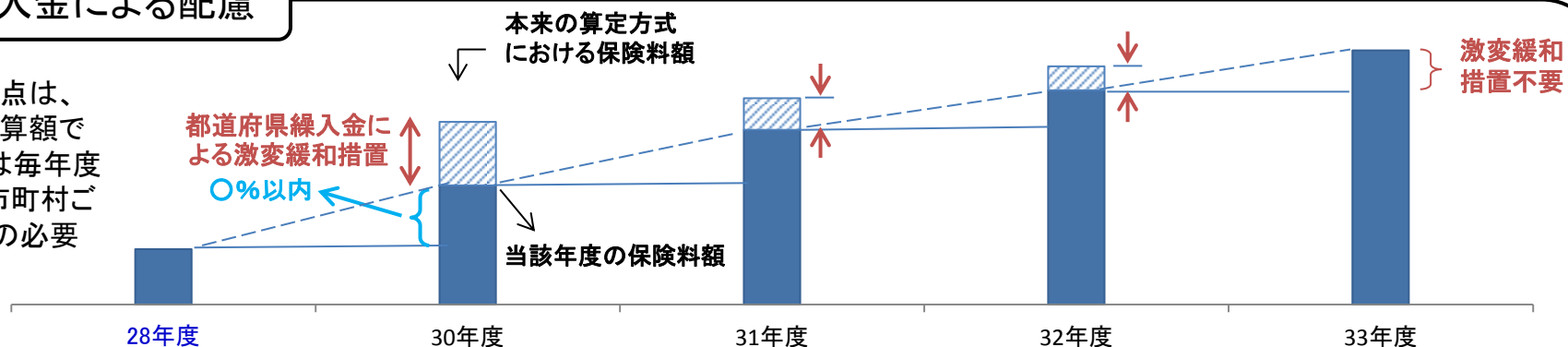
▨ 平成30年度
(激変緩和措置を加味しない算定方式の場合)

▤ 平成30年度
(激変緩和措置を加味した算定方式の場合)



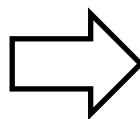
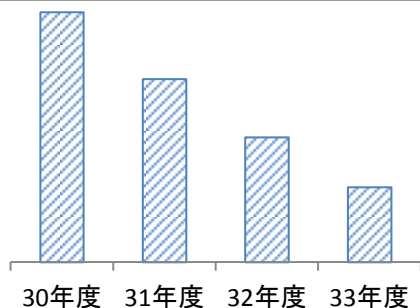
イ. 都道府県繰入金による配慮

激変緩和丈比への基点は、平成28年度保険料決算額で固定する。都道府県は毎年度一定割合を定めて、市町村ごとに都道府県繰入金の必要を判断する。



ウ. 特例基金による配慮(平成35年度までの措置)

仮にD市のような自治体が多数あった場合、当該県において必要となる激変緩和用の都道府県繰入金総額の推移



都道府県繰入金を激変緩和用として多く活用する場合、他の市町村の納付金を増加させる影響が大きいことから、激変緩和用の特例基金を活用する。

⇒各都道府県の状況に応じ、適切な規模を適切な年度に繰り入れ

